

宿 泊 約 款

TERMS AND CONDITIONS FOR ACCOMMODATION CONTRACTS

 HOTEL TAMAI

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金(原則として別表1の基本宿泊料による。)
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第二号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前項の、申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定する日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申し子も金の支払期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当り、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
 - ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ② 満室により客室の余裕がないとき。
 - ③ 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑦ 高知県旅館業法執行条例5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務については、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間超過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除したものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合については、宿泊契約を解除することができます。
 - ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき又は同行為をしたと認められたとき。
 - ② 宿泊客が伝染病であると明らかに認められたとき。
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑤ 高知県旅館業法執行条例5条の規定する場合に該当するとき。
 - ⑥ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規約の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが事項の規定に基づいて宿泊契約を解除して時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - ② 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払を、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連泊して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - ① 超過3時間までは、室料金の3分の1 (又は室料相当額の30%)
 - ② 超過6時間までは、室料金の2分の1 (又は室料相当額の50%)
 - ③ 超過6時間以上は、室料金の全額 (又は室料相当額の100%)

(利用規定の厳守)

第10条

1. 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規定に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内致します。
 - ① フロント・キャッシャー等サービス時間
イ 門限 1時
ロ フロントサービス 7時～1時
 - ② 飲食等(施設)サービス時間
イ 朝食 7時～9時
ロ 昼食・夕食 11時～9時
ハ その他の飲食等 7時～21時
 - ③ 附帯サービス施設時間
イ レストラン 7時～21時
ロ サウナ・大浴場 16時～22時
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別紙第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明確を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントに於いてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第18条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳
(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料) ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 飲食料及び その他の利用料金
	税金	イ 消費税
	金	

備考 1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、定員以上の場合、寝具利用時お一人1,050円をいただきます。祝日は¥3,150をいただきます。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	20%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいいただきません。

Terms and Conditions for Accommodation Contracts

[Scope of Application]

Article 1

1. Contracts for Accommodation and related to be entered into between this Hotel and Guest to be accommodated shall be subject to these Terms and Conditions. And any particulars not provided for herein shall be governed by the laws and regulations applicable and/or generally accepted practices.
2. When the Hotel enters into a special contact with the Guest, as far as such special contact does not violate the laws and regulations and generally and regulations and generally accepted practices, notwithstanding the preceding paragraph, the special contact shall take precedence over the provisions of these terms and conditions.

[Applications for Accommodation Contracts]

Article 2

1. A guest who makes an application for an Accommodation Contact with the Hotel shall notify the Hotel of the following.
 - (1) Name of the Guest(s);
 - (2) Date of accommodation and estimated time of arrival;
 - (3) Accommodation Charges (based, in principle, on the Basic Accommodation Charges listed in the attached Table No.1); and
 - (4) Other particulars deemed necessary by the Hotel.
2. When the Guest requests, during his stay, extension of the accommodation beyond the date in Subparagraph (2) of the preceding paragraph, it shall be regarded as an application for a new Accommodation Contact at the time such a request is made.

[Conclusion of Accommodation Contracts, etc.]

Article 3

1. A contract for Accommodation shall be deemed to have been concluded when the Hotel has duly accepted the application as stipulated in the preceding Article. However, this does not apply when it has been proved that the Hotel has not accepted the application.
2. When a Contract for Accommodation has been concluded in accordance with the provisions of the preceding paragraph, the Guest is requested to pay an accommodation deposit fixed by the Hotel. This is within the limits of the Basic Accommodation Charges, covering the Guest's entire period of stay (3 days when the period of stay exceeds 3 days) by the date specified by the Hotel.
3. The deposit shall be first used for the Total Accommodation Charges to be paid by the Guest, then secondly for compensation under Article 18, if applicable. The remainder, if any, shall be refunded at the time of the payment of the Accommodation Charges as stated in Article 12.
4. When the Guest has failed to pay the deposit by the date as stipulated in Paragraph 2, the Hotel shall treat the Accommodation Contract as invalid. However, this applies only when the Guest has been informed by the Hotel of the deposit payment deadline.

[Special Contracts Requiring No Accommodation Deposit]

Article 4

1. Notwithstanding the provisions of Paragraph 2 of the preceding Article, the Hotel may enter into a special contract requiring no accommodation deposit after the contract has been concluded as stipulated in the same paragraph.
2. When the Hotel does not request payment of the deposit as stipulated in Paragraph 2 of the preceding Article and / or does not specify the date of the deposit payment at the time of the application, it shall be assumed that the Hotel has accepted a special contract as prescribed in the preceding paragraph.